

NPO 法人スポウエルアスリートクラブ 教室事業

<ハラスメント防止に関するガイドライン>

2023.3.1~

◆ハラスメント防止ガイドラインの適用範囲・対象

「スポウエルアスリートクラブ ハラスメント防止ガイドライン」は以下の者・場合に適用ないし準用されます

- ① スポウエルアスリートクラブ（以下クラブという）の所属会員であるすべての会員（スポウエル AC・スポウエル AC 富士・スポウエル JC）
- ② クラブ所属会員（学生）の保護者。
- ③ クラブのコーチ、事務局、他スタッフ全般。
- ④ 所属会員及び保護者、指導者、スタッフ、それぞれの間、または相互に関わるハラスメントについては、活動場所の内外、活動時間の内外を問わず、実質的にクラブの環境に重大な支障を与えると認められる場合には本ガイドラインが広く適用ないし準用されます。
- ⑤ 加害者とされる者がクラブの関係者でない場合は、その者が所属する機関に対して、本ガイドラインの趣旨、目的、概念を説明し、予防、再発防止、行為者の処分等を行うよう強く求め、場合によっては被害者と協議のうえ法的措置を講じます。

◆ハラスメント防止に関するガイドライン

1. ハラスメント防止に関するスポウエルアスリートクラブの基本的な姿勢

スポーツ活動の場であるクラブ内において、スタッフと所属会員（選手・保護者）間、会員（選手・保護者）間、あるいはスタッフ間であるかどうかを問わず体罰・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）が行われることはあってはならないことです。

クラブの活動環境を阻害するハラスメントの予防・根絶のため、その発生原因、背景、実情や問題点の解明を深め、十分な理解を得るように、入会時の説明・広報活動等を通じ周知徹底、啓発に努力します。

また、本クラブは、被害を受けた会員・保護者及びスタッフが、安心してハラスメントに関する相談や申立てができる窓口を設置し、ハラスメントの相談や申立てに対しては、被害者へのケア、権利回復を重視しつつ、慎重に対応をします。その際、関係者のプライバシーの保護と秘密厳守には特に配慮します。

ハラスメントは、人権侵害や性差などに基づく差別に関わる問題の一つです。スポーツ指導という公共的活動を担う本クラブは、これらハラスメントの予防・根絶のため真摯に取り組んでいきます。

2. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般を意味します。ハラスメントには、さまざまな種類がありますが、ある言動がハラスメントに該当するかは、言動を行った者の主観的意図には関わりなく、原則として被害者の判断を基準とします。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、そのほかにもハラスメントには多様な形態が含まれますが、いずれも受け手に強い不快感や苦痛を与えるものです。このため心身の不調が生じ、スポーツ活動の継続が困難になる場合もないとは限りません。これらの言動によって、被害者が深刻なダメージを受け、精神的なトラウマを持つに至ることもあります。

3. ハラスメントの二次被害を与えうる言動

直接的なハラスメントの被害から派生した周囲の人の対応によって、被害者が二次的に心の傷を受けることを、ハラスメントの二次被害といいます。

ハラスメントの二次被害にあたる言動により、被害者はさらに心の傷を深めることになったり、相談や申立て等がしづらくなったりと、問題解決・防止が困難になります。また、加害者の態度を許容し、ハラスメント自体を許容する雰囲気をつくってしまいかねません。

したがって、ハラスメントの被害を見聞きしたり、相談を受けた場合に二次被害を与えうる言動を行ってはならず、そうした言動を行った場合には、その者に対して厳しい態度で臨みます。ここで言う「二次被害を与えうる言動」とは、「被害者に落ち度があったと責める」、「被害を矮小化する」、「加害者を擁護する」、「相談、問題化することを非難する」などの内容の言動（SNS などを使った発信も含む）を含みます。

4. 虚偽の相談・申立て等の禁止

ハラスメントの相談や問題解決の過程において、虚偽の申立てや証言を行ってはなりません。このような虚偽の申立て等を行った者には、厳しく対処します。

5. ハラスメントの被害を受けた場合の問題解決の方法

ハラスメントの被害を受けたときは、クラブのハラスメント相談窓口にご相談することができます。この場合、相談を受けた担当は、相談者の希望に沿って関係部局に改善措置を求めるなど問題解決に努めます。苦情の相談や問題の処理にあたっては、関係者のプライバシーに最大限の配慮をします。

※ハラスメント相談窓口…担当：事務局長（渡邊紫乃）・相談室カウンセラー（渡邊昇司）

相談の内容に関して、当クラブの名誉、信用を損ない、秩序を乱す行為があったとき、また、当クラブの会員・保護者・スタッフとして、品位を損なう行為があったと判断されるときには、会員及びその保護者の場合に関しては、会員資格を停止、退会していただくこともあります。（会員規約第 16 条）。スタッフの場合は就業規定に則って、制裁等の対応をします。